## 主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編	第2編	
9-1-8	9-1-8	通信販売酒類小売業免許に関する取扱いについて見直しを行い、
		所要の整備を行った。
9-1-10	9-1-10	
28-1-2	28-1-2	- 所要の整備を行った。
31-1-20	31-1-20	
附則(平成 29 年法律	附則(平成 29 年法	手持品課税等における戻入れ等酒類の取扱いについて見直しを行
第4号関係)	律第4号関係)	い、所要の整備を行った。
39–6	39-6	
第7編	第7編	
8-1	8-1	- 所要の整備を行った。
8-2	8-2	
第8編	第8編	
第1章	第1章	
86 Ø 5-3	86 Ø 5-3	酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示の取扱いについて見
		直しを行い、所要の整備を行った。
附則(平成 29 年法律	(新設)	税率適用区分等及び発泡性を有する旨の表示に関する「異なる表
第4号関係、平成29		示」の承認についての取扱いについて、所要の整備を行った。
年政令第 110 号関係)		
121-2-1		
121-2-2		